自転車会員 Q&A

横浜市交通安全協会「自転車会員」・「ハマの自転車保険制度」に係わる質問を集めました。 ご加入前にご一読ください。

Q1. 自転車会とは何ですか?

A. 横浜市交通安全協会は「自転車の交通安全を推進して交通事故を防止し、自転車の安全利用の実現に寄与することを目的とした自転車会員制度」を新設しました。

会員になると講習会等への参加の他に、お得な掛金で大きな補償がついた会員専用の団体保険制度「ハマの自転車保険」へもご加入いただけます。

Q2. 自転車会員と会員特典の「ハマの自転車保険」の加入制限は?

A. 年齢や職業・身体障害等による制限はございません。詳しくは入会資格をご確認ください。 会員特典の「ハマの自転車保険」へは、自転車会員に入会された方であればどなたでもご加入に なれます。

なお、未成年者の方が保険へのご加入を希望される場合には、親権者の方が自転車会員にご加入していただき保険制度のご加入者になっていただきます。未成年者の方は、被保険者(補償の対象となる方)欄にご記入願います。未成年者は、保険制度のご加入者にはなれませんのでご注意願います。(被保険者の範囲についてはパンフレット6ページの被保険者欄を参照してください。)

Q3. 口座振替の場合、年間掛金はいつごろ引き落としされますか?

A. 毎月20日締切⇒申込月(書類の場合は到着月)の翌月1日の午前0時から補償開始。

掛金は補償開始月翌月の 27 日に引き落とし予定になります。(金融機関の都合により遅れる場合もございますのでご了承願います。)

※「ハマの自転車保険」の年間掛金には自転車会員の年会費・制度運営費が含まれております。

Q4. 補償制度を解約したい場合はどこに連絡すれば良いですか?

記載の取扱代理店までご連絡ください。

補償制度から中途脱退される場合、年間掛金のうち損害保険料については、未経過期間の保険料を月割計算にて払い戻しさせていただきますが、制度運営費・年会費の払い戻しはございません。

Q5. 会員のみ加入の場合、口座振替手数料はどうなりますか?

A. 不要です。